

## 議第 5 3 号 専決処分の承認について

### 1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、これに併せて地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）についても一部改正が行われました（平成 31 年 3 月 29 日公布）。

これらの法令の一部改正を受け、呉市税条例（昭和 25 年呉市条例第 33 号）及び呉市都市計画税条例（昭和 32 年呉市条例第 3 号）を改正し、平成 31 年 4 月 1 日に施行する必要があるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、これらの条例の一部改正について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 個人の住民税

平成 31 年 10 月 1 日からの消費税及び地方消費税の税率引上げに当たり、住宅に係る需要変動の平準化を図るため、10 パーセントの税率が適用される住宅取得等（同日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に限る。）について、住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン控除）の控除期間を、現行の 10 年間から 3 年延長し、13 年間（平成 45 年度まで）としました。

なお、個人の住民税の控除額は、これまでどおり、所得税額から控除しきれない額について、控除限度額の範囲内で行うこととし、この措置による個人の住民税の減収額は、全額国費で補填されます。

また、これまで、当該控除を受けるために必要であった次のいずれかの要件を不要としました。

ア 個人の住民税の納税通知書が送達される時までに提出された個人住民税の申告書又は所得税の確定申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること。

イ 給与所得者（給与所得以外の所得がない者に限る。）が年末調整において、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていること。

#### (2) 軽自動車税

上記消費税及び地方消費税の税率引上げ時において、グリーン化特例（軽課）の 2 年延長（平成 32・33 年度の適用）等を行うために、あらかじめ必要となる次の規定の整理を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正内容に即して行いました。

ア 対象車両に係る地方税法の引用条項に関する法改正による条項移動に伴う規定の整理

イ 平成 29 年度分のグリーン化特例（軽課）適用規定の削除及び当該削除に伴う項ずれの整理

ウ グリーン化特例（重課）適用規定の適用年度（平成 31 年度）の限定

#### (3) その他

法令改正による引用条項の移動に伴い、関係規定の整理等を行いました。

### 3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日